

制度信用取引と一般信用取引

下表に制度信用取引と一般信用取引の相違について記載しますが、当該相違点以外に、一般信用取引で始めた取引を制度信用取引に変更することも、その逆もできないことにもご注意ください。このことから、注文発注の際は、必ず制度信用で取引されるのか、又は、一般信用で取引されるのかを指示して注文をお出し頂きますようお願ひいたします。

【制度信用取引と一般信用取引の相違点】

	制度信用取引	一般信用取引
対象銘柄	制度信用銘柄のみ ※ 各取引所が選定した銘柄に限る	ほぼ全ての銘柄 <small>※1</small> <small>※1 当社の判断により制限を行っている銘柄は除きます。</small>
返済期限	6カ月	無期限
新規売り	できる ※貸借銘柄にかぎる	できない
IPO銘柄 (新規公開銘柄)	各取引所などが制度信用銘柄として選定後から取引可能	上場初日から取引可能
信用金利	当社ホームページにてご確認ください	当社ホームページにてご確認ください
コーポレートアクション時の処理	【分割等】 分割比率が整数の株式分割の場合、売買単位の整数倍の新株が割り当てられます。分割比率が非整数倍の株式分割の場合、証券金融会社の権利入札により決定された権利処理価格を差引くことにより調整を行い、約定値段を減額します。 【株式併合・合併・交換・移転等】 証券金融会社の定めに従うものとします。 【有償割当増資・新株予約権等】 証券金融会社の定めに従うものとします。	【分割、併合・合併・交換・移転等】 株式分割等に関しては、権利付最終取引日以降、株式分割等の分割比率に応じて一般信用取引の建数量を増加します。ただし、増加した建数量が売買単位の整数倍でない場合、又は当社の判断において権利処理を行わない場合は、建玉を継続することができません。当社の判断で事案毎に権利処理を行うか否か、またいずれの方法による権利処理を行うかを判断できることとします。 【有償割当増資・新株予約権等】 新株予約権等の権利を放棄することにより、建玉の継続が可能となります。

合 併 及 び 株 式 併 合・移 転・交 換 の 事 例

会 社 合 併

ケース 1

A 株式と B 株式が 1:1 比率で合併 A 株式が存続会社

合併後の株式が売買単位の整数倍になるため、B 株式建株は A 株式建株として建玉継続可能。

ケース 2

A 株式と B 株式が 1:0.6 比率で合併 A 株式が存続会社

合併後の株式が売買単位の整数倍ではないため B 株式の建株は A 株式建株として建玉継続不可。

株 式 移 転

ケース 3

C 株式と D 株式が E 株式に移転。C 株式は E 株式に 1:1 で移転、D 株式は E 株式に 1:4 で移転

移転後の株式が売買単位の整数倍になるため、C・D 株式建株とも E 株式建株として建玉継続可能。

ケース 4

C 株式と D 株式が E 株式に移転。C 株式は E 株式に 1:1 で移転、D 株式は E 株式に 1:0.3 で移転

D 株式は移転後の株式が売買単位の整数倍とならないため、C 株式建株は E 株式建株として建玉継続可能であるが、D 株式建株は E 株式建株として建玉継続不可。

株 式 交 換

ケース 5

F 株式と G 株式が 1:1.7 の比率で株式交換 F 株式が存続会社

交換後の株式が売買単位の整数倍とならないため G 株式建株は F 株式建株として建玉継続不可。

株 式 併 合

ケース 6

H 株式が 2 株を 1 株に併合

株式併合が行われた場合は原則として建玉継続可能であるが、併合後の建玉が売買単位の非整数倍となる場合は、建玉継続不可。

以 上